

西総第50114号
平成28年 5月 9日

南建設株式会社
代表取締役 高木 司 殿

徳島県知事 飯泉 嘉門



特定建設業の許可について（通知）

平成28年4月15日付けで申請のありました特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、次のとおり許可します。

許 可 番 号	徳島県知事許可（特-28）第1304号
許 可 年 月 日	平成28年7月12日
許可の有効期間	平成28年7月12日から平成33年7月11日まで
建設業の種類	土木工事業 建築工事業 大工工事業 とび・土工工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 平成33年6月12日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日)